

別冊

「小郡市国民保護計画避難実施要領のパターン」

目 次

避難実施要領のパターン作成に当たっての基本指針	1
小郡市国民保護計画避難実施要領の作成について	1
避難実施要領のパターン作成の目的等	1
弾道ミサイル攻撃の場合	2
ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合（比較的時間的な余裕がある場合）	4
ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 （昼間の都市部における突発的な攻撃の場合）	8
ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合 （都市部における化学剤を用いた攻撃の場合）	10
テロ組織等による爆発物設置による攻撃の場合（日本国内での世界的イベントに 連動した市のイベント会場近傍での爆発物発見の場合）	14
避難誘導における留意点	26

【避難実施要領のパターン作成に当たっての基本指針】

- 市町村は、関係機関（教育委員会など当該市町村の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。（以下略）
- 市町村は、当該市町村の住民に対し、避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。（以下略）

【小郡市国民保護計画避難実施要領の作成について】

市長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている「市町村の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

【避難実施要領のパターン作成の目的等】

市において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものでは全くない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、市が、国民保護担当部署を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示すものである。

【弾道ミサイル攻撃の場合】

避難実施要領（例示）

福岡県 小郡市長
○月○日○時○分現在

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行い、県知事は市長へ住民の避難を指示した。

これに伴い、市長は住民へ避難の指示を伝達する。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

※ 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要。

※ 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

(1) 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知する。

※ 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

※ 防災行政無線等を整備するまでは、現在使用している火災時のサイレン吹鳴や広報車・消防団ポンプ車等のサイレン吹鳴巡回により伝達する。

(2) 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する。その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。

(3) 車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

(4) 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

(5) 住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ及び身分証明書等を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線、テレビ、ラジオ、広報車、消防団ポンプ車などを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(6) 住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防署、警察署等に連絡するよう周知する。

(7) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知する。

3 その他の留意点

(1) 特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。

(2) 住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部課から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

【ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合】 (比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領（例示）

福岡県 小郡市長
○月○日○時○分現在

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、小郡市において武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、小郡市小郡地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。県知事は市長へ住民の避難を指示し、市長は住民へ避難の指示を伝達する。

※ 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

小郡市は、東町、小板井2、緑、中央1、中学前、駅前、上町、中町区の住民約500名を本日12:00を目途に各地区の一時避難施設である小郡市体育館・大原中学校・小郡小学校に集合させた後、本日12:30以降、市車両及び民間大型バスにより、〇〇市・〇〇小学校へ避難させる。

この際、一時避難施設までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

※ 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

※ 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員を、小郡市体育館・大原中学校・小郡小学校、避難先の〇〇市・〇〇小学校に各2名派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員、消防職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

- ※ 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。
- ※ 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) 東町、小板井2、緑区

約200名、小郡市体育館、市保有車両30台・大型バス4台

(イ) 中央1、中学前区

約100名、大原中学校、市保有車両15台・大型バス2台

(ウ) 駅前、上町、中町区

約200名、小郡小学校、市保有車両30台・大型バス4台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

〇〇日 12:30、小郡市体育館・大原中学校・小郡小学校

ウ 避難経路

国道500号

(予備として主要地方道久留米小郡線、県道本郷基山線及び県道鳥栖朝倉線を使用)

- ※ バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。
- ※ 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。
- ※ 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。
- ※ 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線等を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市公用車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、東町、小板井2、緑、中央1、中学前、駅前、上町、中町区の区長、当該区域を管轄する消防団分団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、避難行動要支援者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

- エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 避難行動要支援者については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がける。
- キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。
- ※ 市中心部においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。
- ※ 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(5) 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、自治会等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 自力避難困難者の避難
 - 市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「避難行動要支援者支援班」を設置し、次の対応を行う。
 - a ○○病院の入院患者20名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
 - b △△老人福祉施設入居者30名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。
 - c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。
 - ※ 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

- ア 市職員及び消防団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- イ 避難誘導は、14：30までに終了するよう活動を行う。
- ※ 「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- 市の職員及び消防団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。
 - ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
 - ・ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
 - ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
 - ・ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。
- ※ 職員等による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、防災服、腕章、旗、特殊標

章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、警察官又は消防職員に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

- ア 誘導を行う市職員等に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。
- イ 必要により現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。
- ウ 事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。
- エ 誘導を行う市職員等に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。
- ※ 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。
- ※ 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

- ア バスの運行は、県消防防災安全課及び県警察と調整して行う。
- イ バス運転手、現地派遣の県職員及び〇〇市職員との連絡要領は、別に示す。
- ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- エ 対策本部設置場所：〇〇〇〇
- オ 現地調整所設置場所：〇〇〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇市〇〇小学校とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇市の支援を受ける。

【ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合】 （屋間の都市部における突発的な攻撃の場合）

避難実施要領（例示）

福岡県 小郡市長
○月○日○時○分現在

1 事態の状況

○○日○時○分に小郡地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、上町、中町区で戦闘が継続している状況にある（○○日○時現在）。

2 避難誘導の全般的方針

- (1) 小郡地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。
- (2) 武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断される場合は、屋内に一時的に避難させる。
- (3) 武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、自衛隊等と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。
- (4) 新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

※ ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

※ 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

※ 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

3 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

○時○分現在

東町、駅前、下町、新町、小板井2区については、国道500号、主要地方道久留米小郡線、県道小郡基山線を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、「避難行動要支援者支援班」が対応を行う。

上町、中町区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

※ 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、及び自衛隊等の意見を聴いた上で決定することが必要である。

※ 現地調整所で、県警察、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決

定する。

4 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な技能を有する消防職員又は自衛官に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

※ DMAT (Disaster Medical Assistance Team : 災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

5 安全の確保

- (1) 誘導を行う市職員等に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。
- (2) 事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。
- (3) 誘導を行う市職員等に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

【ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合】 （都市部における化学剤を用いた攻撃の場合）

避難実施要領（例示）

福岡県 小郡市長
○月○日○時○分現在

1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、小郡地域（西鉄三国が丘駅東口）における爆発について、化学剤（〇〇剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺（半径200m）の小郡市三国が丘1丁目、2丁目、あすみ1丁目及びその風下となる地域（約700m）（三国が丘4丁目～6丁目）を要避難地域として、速やかに屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った。

県知事は市長へ住民の避難を指示し、市長は住民へ避難の指示を伝達する。

併せて、爆発地点を中心として半径200m及び風下地域（約700m）の要避難地域と同一の地域を立入禁止地域に設定し、道路の交通規制、西日本鉄道の運行停止を指示した。

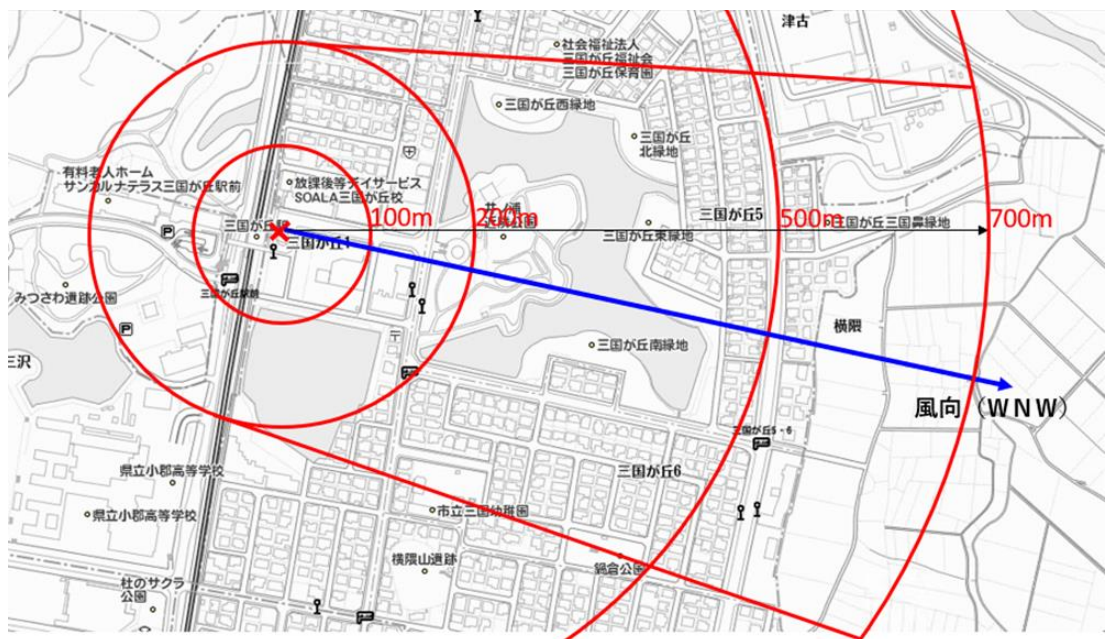
2 避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

小郡市は、要避難地域の住民約2,000名について、特に、爆発が発生した地区周辺（半径200m）及び風下地域（約700m）の地域である三国が丘1丁目、2丁目、4丁目～6丁目、あすみ1丁目の住民については、直ちに屋内に避難するとともに、外出の禁止、窓の閉鎖、換気の停止等の措置を伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線等により避難の方法を呼びかけるとともに、三井消防署のNBC防護機器装備車両による伝達及び避難誘導を要請する。また、防護機器を有する県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導及び避難指示の徹底を要請する。

また、要避難地域の周辺地域（三国が丘1区、三国が丘2区、古賀区、あすみ区）の住民については、風向・風速の変化による化学剤の拡散からの防護のため、一時避難場所及び避難所への避難を伝達する。



※ 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる性質があり、また、化学剤の種類によっては長期間の持続性を有することから、化学剤の拡散が予測される地域においては、屋外に出たの避難（車両避難を含む。）は二次被害の発生を招くこととなる。このため、外気の流入を遮断し得る室内や風上の高台等に避難させることとなる。

※ 化学剤の拡散範囲は、剤の種類、風向、風速、湿度、爆発物の規模等により、大きくことなることから、上記の要避難地域（立入禁止地域）の設定は、当面措置であることを十分に認識しておく必要がある。

※ 自衛隊の専門部隊（特殊武器防護隊等）の検知等により、剤の種類、爆発物による当初の剤の拡散範囲、風下危険地域の設定等の特定を参考として、要避難地域（立入禁止地域）を柔軟に変更する必要がある。

（２）市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置するとともに、小郡市埋蔵文化財調査センターに現地調整所の開設を準備する。

イ 市職員の現地派遣

市職員４名を、小郡市埋蔵文化財調査センターに派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する自衛隊、県警察、消防機関等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

※ ＮＢＣ攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合っ活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

（３）避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線、メール配信システム、市ホームページ、SNS等を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する区長、民生委員、当該区域を管轄する消防団分団長等にメール、電話、FAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。この際、屋外に出たの伝達は声明を危険にさらす行為であることを強く指示する。

ウ 担当職員は、避難行動要支援者台帳等への事前登録者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を電話、メール配信等により行う。

エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

※ 防護衣を着用せずに、屋外に出た伝達すること（防護装置の無い車両も同様）は生命を危険にさらす行為であることを十分に認識させ、伝達手段は、防災行政無線等や電話、メール配信等を使用する。

（４）避難所等の開設等

ア 津古区自治公民館、あすみ区自治公民館、三国校区コミュニティセンターを臨時避難所として開設するとともに、一時避難場所として三国が丘１区内の生掛公園及びみくにの東団地東公園を指定して、避難地域（立入禁止地域）周辺住民の避難を受け入れる。三国が丘１区住民の避難状況により、聖和記念病院に避難者の受入れを要請する。また、三国が丘２区、古賀区及びあすみ区の周辺住民の避難状況に応じて三国小学校、三国中学校に

避難所を増加開設する。

イ 要避難地域の住民については、要避難地域（立入禁止地域）の検知及び除染が完了するまでは、屋内避難を継続させる。化学剤による発症者については、防護装備を装着した消防機関及び自衛隊による応急措置及び搬送を行う。この際、小郡ファッションモールに除染施設の設置を自衛隊と調整して、化学剤による汚染の拡大の防止を図る。

ウ 県と調整して、志恩病院等の医療機関に救護所の開設を要請し、当該救護所における発症者の救護を準備する。この際、救護所における専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。

エ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。

オ 重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

※ 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

※ 要避難地域（立入禁止地域）における避難者の輸送、救護については、自衛隊、警察、消防機関が主体となって実施し、市は国・県と連携して被災状況を把握する。



(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

エ 立入禁止地域へは、防護装備の装着が無い限り絶対に立ち入らないこと。

オ 屋外における小動物、虫などの死がいを確認した際には、速やかに風下方向に退避するとともに、確認地点を報告すること。

(6) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張り等により室内の密閉度を上げるとともに、屋外との換気を停止して、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。

イ 屋外から屋内に避難した場合は、外気に触れた衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔、髪の毛などの体を水と石けんでよく洗うよう促す。

ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

※ NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

市職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する自衛隊、警察、消防の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：小郡市役所

イ 現地調整所設置場所：小郡市埋蔵文化財調査センター

【テロ組織等による爆発物設置による攻撃の場合】

(日本国内での世界的イベントに連動した市のイベント会場近傍での爆発物発見の場合)

避難実施要領	小郡市長 ○○ ○○ ○○○年○○月○○日
市域内避難	

1 福岡県からの避難の指示の内容	
添付のとおり	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	○○○年○○月○○日（土） 17時○○分
発生場所	大保地区集客施設内
実行の主体	国際テロ組織「A」と考えられる。
事案の概要と被害状況	○○月○○日10時30分、福岡市内のイベント施設において爆発事案が発生し、約150名が死傷。テロ組織「A」を名乗る者からの犯行声明に基づいて、爆発物を捜索中に大保地区の集客施設内において爆発物とみられる不審物を発見。
今後の予測・影響と措置	当日、集客施設近傍の小郡運動公園で開催予定のイベント「○○○○○」を中止し、観客を迅速かつ安全に避難させる必要がある。 集客施設周辺地域の住民を早期に避難させる必要がある。爆発物の処理には、1日程度の時間を要することが予測されることから、最大2日間避難施設にとどまることを考慮する必要がある。
気象の状況	天候：晴れ、気温：33℃、 風向風速：南東 0.5m
2-2 避難誘導の概要	
要避難地域	集客施設（爆発物発見場所）を中心とした半径500mの地域（大保区及び大板井二区の一部） ※別図第1「要避難地域」参照
避難先と避難誘導の方針	● 高原川を境界として、北部地域の住民のうち西部の住民を徒歩で東野校区コミュニティセンターへ避難させる。東部の住民は七夕通り沿いの要避難地域外に一時集合場所を設定して集合させ、県が手配したバスにより三国校区コミュニティセンター及び三国小学校へ避難させる。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 高原川を境界として、南部地域の住民を大原小学校の一時集合場所（グラウンド及び校舎の一部）に集合させ、市及び県が手配したバスと自衛隊車両により大原中学校及び小郡市生涯学習センターの避難所へ避難させる。 ● 小郡市総合保健福祉センターを福祉避難所として要介護者等を避難させる。 <p>※別図第1「要避難地域」参照</p>			
避難開始日時	〇〇〇年〇〇月〇〇日19時00分			
避難完了予定日時	〇〇〇年〇〇月〇〇日21時00分			
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	<p>自衛隊：要避難地域内にいる残留者の避難誘導及び避難者輸送を実施</p> <p>警察：要避難地域内にいる残留者の避難誘導、避難経路の交通統制を実施</p> <p>消防：要避難地域内にいる残留者の避難誘導を消防団と協力して実施</p> <p>タクシー事業者：立入禁止区域内への運行を停止</p>			
連絡調整先	<p>県対策本部：市職員を2名派遣（防災安全課、長寿支援課）</p> <p>現地調整所：市職員を4名派遣（防災安全課、教育総務課、市民課、長寿支援課）</p>			
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性（除染の必要性等）	<ul style="list-style-type: none"> ● 不審物は爆発物とみられ、犯人グループが確保されていないため、爆発物の威力等に関する情報は不明であり、爆発物の細部が判明するまでの間、要避難地域を最大限確保する必要がある。 ● 住民の避難を円滑に進めるため、住民の避難開始までに集客施設及びイベント「〇〇〇〇〇」の観客・業者等関係者の避難・退去を完了させる必要がある。このため、西鉄、甘鉄の鉄道機関の協力及び早期の七夕通りの交通規制のための小郡警察署の協力が必要となる。 			
地域の特性	要避難地域内に市消防団第6分団のポンプ車車庫・詰所及び河北苑が存在し、事態収拾までの間のポンプ車の保管、仮詰所機能の確保と火葬業務の受け入れ先の確保が必要である。			
時期による特性	夜間も高い気温の継続が予測され、避難施設での冷房処置が必要。			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	大保区	大板井2区	イベント観客等	合計
避難者数	約1,300	約30	約5,000	約6,330
うち避難行動要支援者数	15	0	不明	15

5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	要避難地域外			
避難施設名	三国小学校	三国CC	東野CC	大原中学校
所在地	力武1012	三沢4196-1	三沢83-1	小郡772
収容可能人数	430人	130人	270人	610人
避難対象者数	約270人	約120人	約160人	約330人
連絡先(電話等)	0942-75-2312	0942-75-3392	0942-75-7066	0942-72-2027
連絡担当者				
その他の留意事項	駐車:100台	駐車:40台	駐車:50台	駐車:100台
避難施設名	生涯学習C	あすてらす	合計	
所在地	大板井1180-1	二森1167-1		
収容可能人数	500人	270人	2,210人	
避難対象者数	約450人	15人+ α	約1,330人	
連絡先(電話等)	0942-73-2084	0942-72-6666		
連絡担当者				
その他の留意事項	駐車:270台	駐車:120台	駐車:約680台	
6 避難手段				
輸送手段	鉄道 バス 船舶 徒歩 その他(自衛隊車両等)			
輸送手段の詳細	種類(車種等)	中型バス	自衛隊大型車	
	台数	6台	9両	
	輸送可能人数	180人	150人	
	連絡先			
輸送力配分の考え方	大原小学校にバス4台、自衛隊車両6両を、七夕通り沿いにバス2台、自衛隊車両3台を配分してピストン輸送(4回)する。			
その他の輸送手段	避難行動要支援者	小型バス2台、救急車3台(消防、自衛隊)		
7 避難経路				
避難に使用する経路	要避難地域内の道路及び「七夕通り」、「県道久留米小郡線」、「国道500号」を主経路とする。 ※別図第2「一時集合場所等への避難経路」、別図第3「避難所			

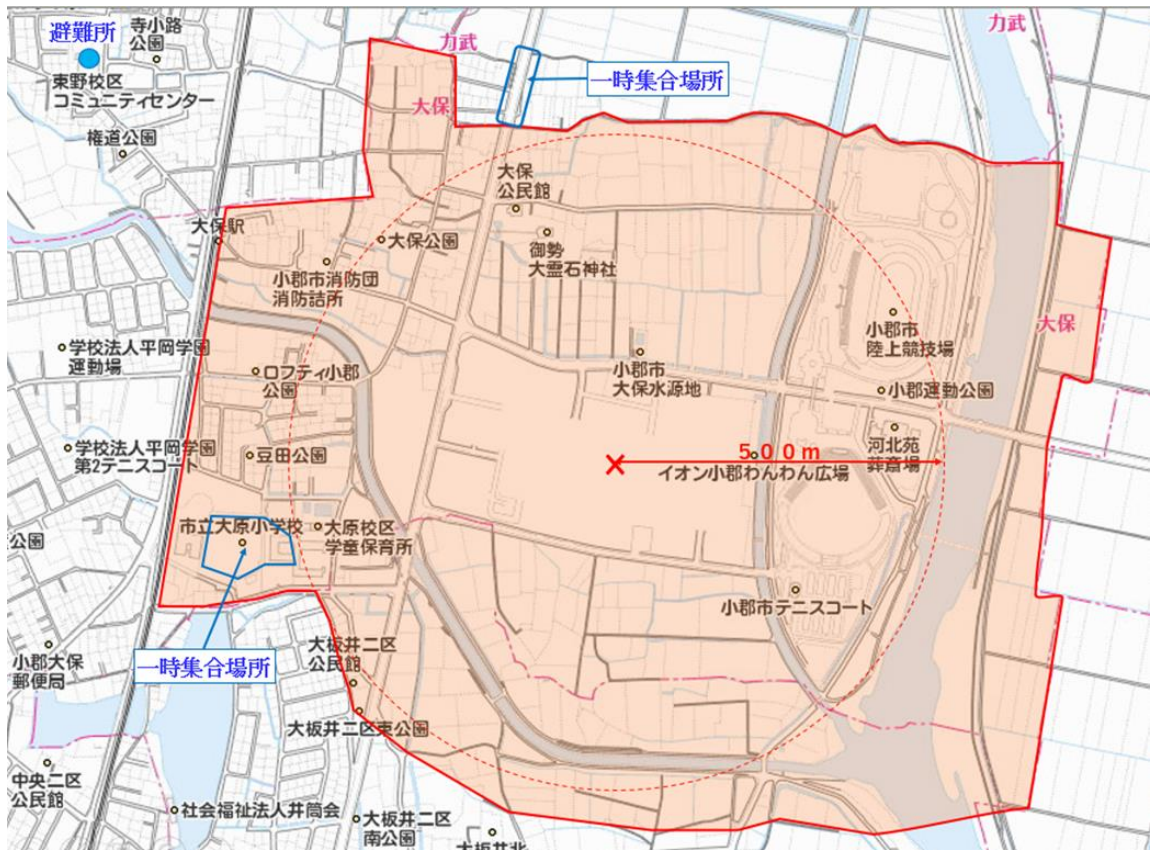
		等への避難経路」参照		
交通規制	実施者の確認	警察官		
	規制に当たる人数	17名		
	規制場所	七夕通りを主体として要避難地域外周での交通を規制 ※別図第4「交通規制(通行止め)及び警備(立入禁止)箇所」参照		
警備体制	実施者の確認	警察官		
	規制に当たる人数	11名		
	規制場所	交通規制箇所周辺での警備を実施 ※別図第4「交通規制(通行止め)及び警備(立入禁止)箇所」参照		
8 避難誘導方法				
8-1 避難(輸送)方法				
イベント等の来場者等	誘導の実施単位	約5,000人		
	輸送手段	徒歩、自家用車、事業用車両、西日本鉄道、コミュニティバス		
	避難(退去)完了時間	〇〇〇年〇〇月〇〇日(土)18時30分		
	措置事項	市が運行管理するコミュニティバスの運行を停止して、全車両をもって、大原小学校、下鶴交差点から西鉄小郡駅、小郡市生涯学習センター等のイベントにおける指定駐車場への輸送を実施する。		
地区		高原川北部地域西部	高原川北部地域東部	高原川南部地域
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位		約390人	約780人
	輸送手段		徒歩	徒歩
	避難先		七夕通り沿い	大原小学校
	避難経路	※別図第2「一時集合場所等への避難経路」参照		
	集合時間		19時00分	19時00分
	その他(誘導責任者)			
避難所への避難方法	誘導の実施単位	約160人	約390人	約780人
	輸送手段	徒歩	バス及び自衛隊車両	バス及び自衛隊車両
	避難経路	大保駅横	七夕通り	県道久留米小郡線

		※別図第3「避難所等への避難経路」参照		
	避難先	東野校区コミュニティセンター	三国校区コミュニティセンター 三国小学校	大原中学校 生涯学習センター
	避難完了予定日時	20時30分	20時40分	21時00分
	その他(誘導責任者)			
避難行動要支援者の避難方法	誘導の実施単位	2人	6人	7人
	避難行動要支援者への支援事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施 ● 各行政区(支援者含む。)と連携して漏れのない支援に留意 ● 家族等の支援者の同行を考慮 		
	輸送手段	自衛隊救急車	小型バス、 消防救急車	小型バス、 消防救急車
	避難経路	大保駅横	七夕通り	県道久留米小郡線
		※別図第3「避難所等への避難経路」参照		
	避難先	小郡市総合保健福祉センター		
	避難開始日時	18時30分		
	避難完了予定日時	19時00分	19時30分	19時30分
8-2 職員の配置方法				
配置場所	※別図第5「要避難地域内外における職員等の配置」参照			
人数	市職員：25名、消防団員及び自衛官：30名			
県対策本部	連絡要員を2名配置(防災安全課、長寿支援課)			
現地調整所	連絡要員を4名配置(防災安全課、福祉課、介護保険課、市民課)			
8-3 残留者の確認方法				
確認者	警察、自衛隊			
時期	19時30分			
場所	要避難地域内(北部地域を自衛隊、南部地域を警察が担任)			
方法	戸別訪問、警察車両・自衛隊車両の拡声器、防災行政無線			
措置	残留者に対する避難指示			
終了予定日時	20時30分			
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法				
食事時期	原則として翌日の朝食から避難所で提供			

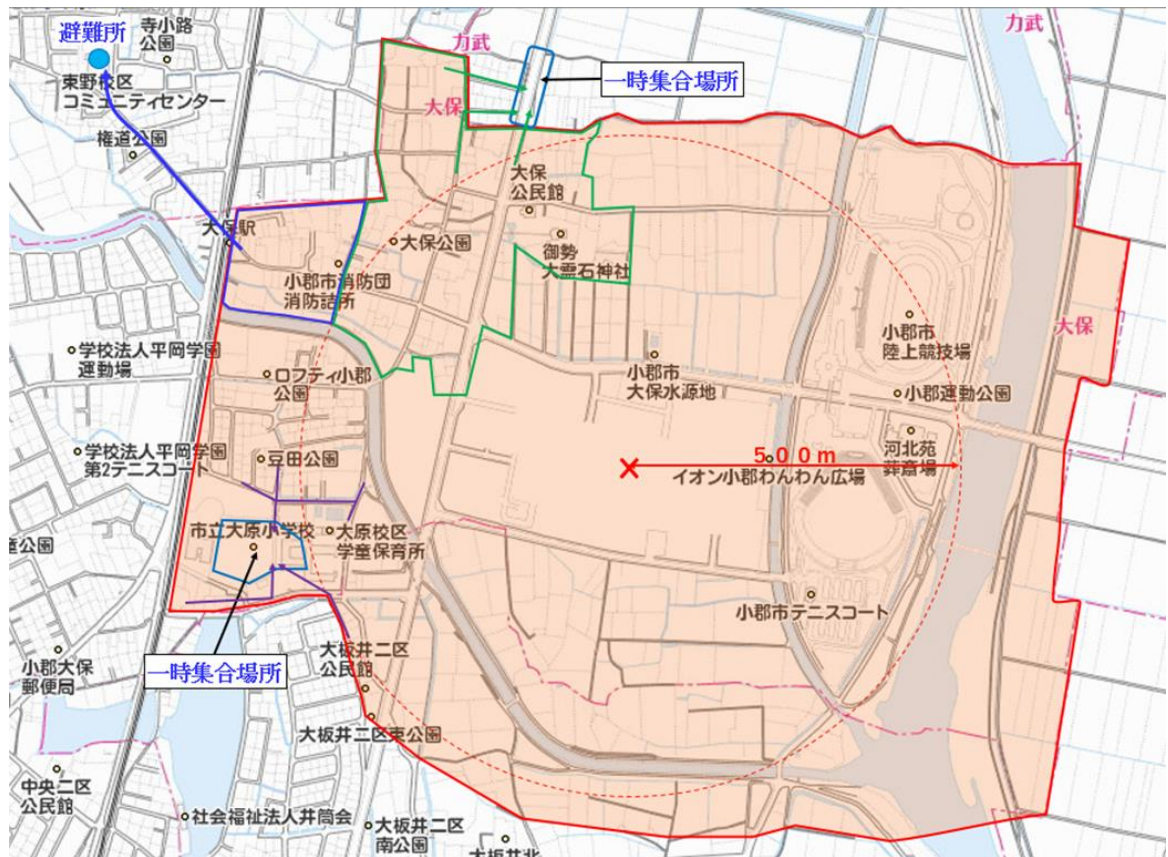
	朝食： 7時00分（基準） 昼食：12時00分（基準） 夕食：18時00分（基準）
食事場所	状況に応じて避難所で提供
提供する食事の種類	避難者自身の携行食糧、市備蓄食糧 ※翌日の18時以降も避難行動が継続する場合は、夕食から自衛隊による給食を要請する。自衛隊への給食の要請は、14時までに判断する。
実施担当部署	各避難所：市民福祉部
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による呼び掛け、防災行政無線、広報車、警察・自衛隊車両の拡声器	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難する。 ● 避難中の爆発に備え、ヘルメット、長袖、長ズボンを努めて着用して避難する。 ● 避難時は、金銭、貴重品、身分証明書、保険証、食糧（最低限1食分）、飲料水、最小限の着替えや日用品、非常持出袋等を携行する。 	
事態の特性	
<ul style="list-style-type: none"> ● 犯人グループが確保されていないため、十分注意しながら避難する。 ● 不審な人物や車両を見た場合は、近くの警察官、市職員、自衛官等に通報する。 	
時期の特性	
<ul style="list-style-type: none"> ● 気温が高いため、衣類の選択、団扇、タオル、水分補給等に留意する。 ● 三小小学校、大原中学校は、教室の開放を調整（冷房施設）、体育館を使用する場合は、スポットクーラーの設置を準備 	
一時集合場所での対応	
<ul style="list-style-type: none"> ● 避難者は、家族ごとに固まってバス又は自衛隊車両に乗車して、順次避難所に移動する。 ● それぞれの一時集合場所からは、2カ所の避難所に分かれることとなるため、確実に家族ごとにまとまって車両に乗車する。 ● 家族が集合場所に遅れて到着する場合は、現地の市職員又は警察官・自衛官等に確実に伝える。 	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
<ul style="list-style-type: none"> ● 恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は沈着冷静に毅然たる態度をもって誘導に当たること。 	

<ul style="list-style-type: none"> ● 作業服やビブスの着用及び職員証の確実な携行により誘導員であることを明確にし、その活動に理解を求めること。 ● 混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。 ● 薄暮から夜間の誘導となることから、誘導灯と懐中電灯を必ず携行して確実な誘導と安全確保に努めること。 	
1 1 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 「防災行政無線」を用いて要避難地域に避難実施要領の内容を伝達 ● 「広報車」、「消防団車両」による巡回放送を実施 ● 各行政区長（「大保区」、「大板井二区」）に対して電話、FAX、文書手渡し等により伝達 ● 市のホームページに掲載するとともに、テレビ、ラジオ等のマスメディアによる広報を実施（この際、避難先等の保全すべき内容の選別を適切に実施する。）
避難実施要領の伝達先	<ul style="list-style-type: none"> ● 県緊急対処事態対策本部 ● 現地調整所 ● 陸上自衛隊第5施設団 ● 小郡警察署 ● 久留米広域消防本部三井消防署 ● 小郡市消防団 ● 小郡三井医師会 ● 大原校区 ● 東野校区 ● 大板井二区 ● 大原小学校 ● 三国校区 ● 大保区 ● 大原中学校 ● 三国小学校 ● 三国校区コミュニティセンター ● 東野校区コミュニティセンター ● 小郡市総合保健福祉センターあすてらす ● 小郡市生涯学習センター ● 各行政区長（大保区、大板井二区を除く。） ● 集客施設責任者 ● NTT西日本（避難所への特設公衆電話設置） ● 各TV、ラジオ局 ※内容の選別
職員間の連絡手段	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地に派遣する職員及び避難誘導に当たる消防団員には、MCA無線機を携行させる。 ・各避難所（6台）

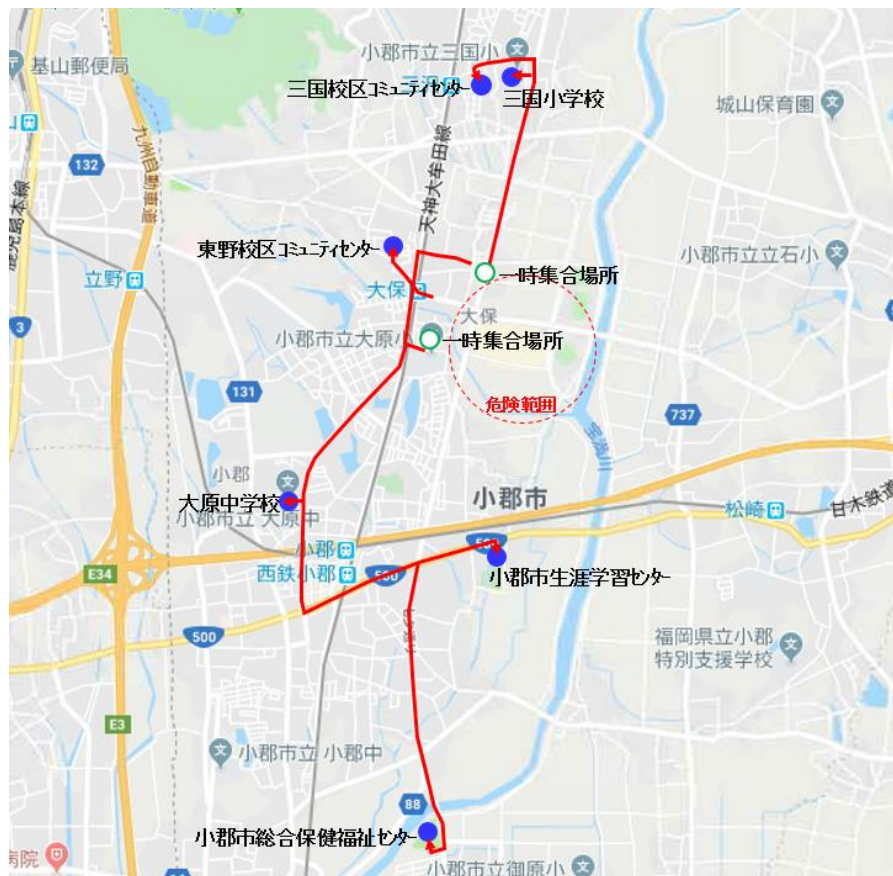
	<ul style="list-style-type: none"> ・一時集合場所（２台） ・避難誘導（９台） ● 現地に派遣する職員の携帯電話番号を一覧化して対策本部で管理する。
1 2 緊急時の連絡先	
小郡市緊急対処事態対策本部	0 9 4 2 - 7 2 - 2 1 1 1



別図第1 要避難地域



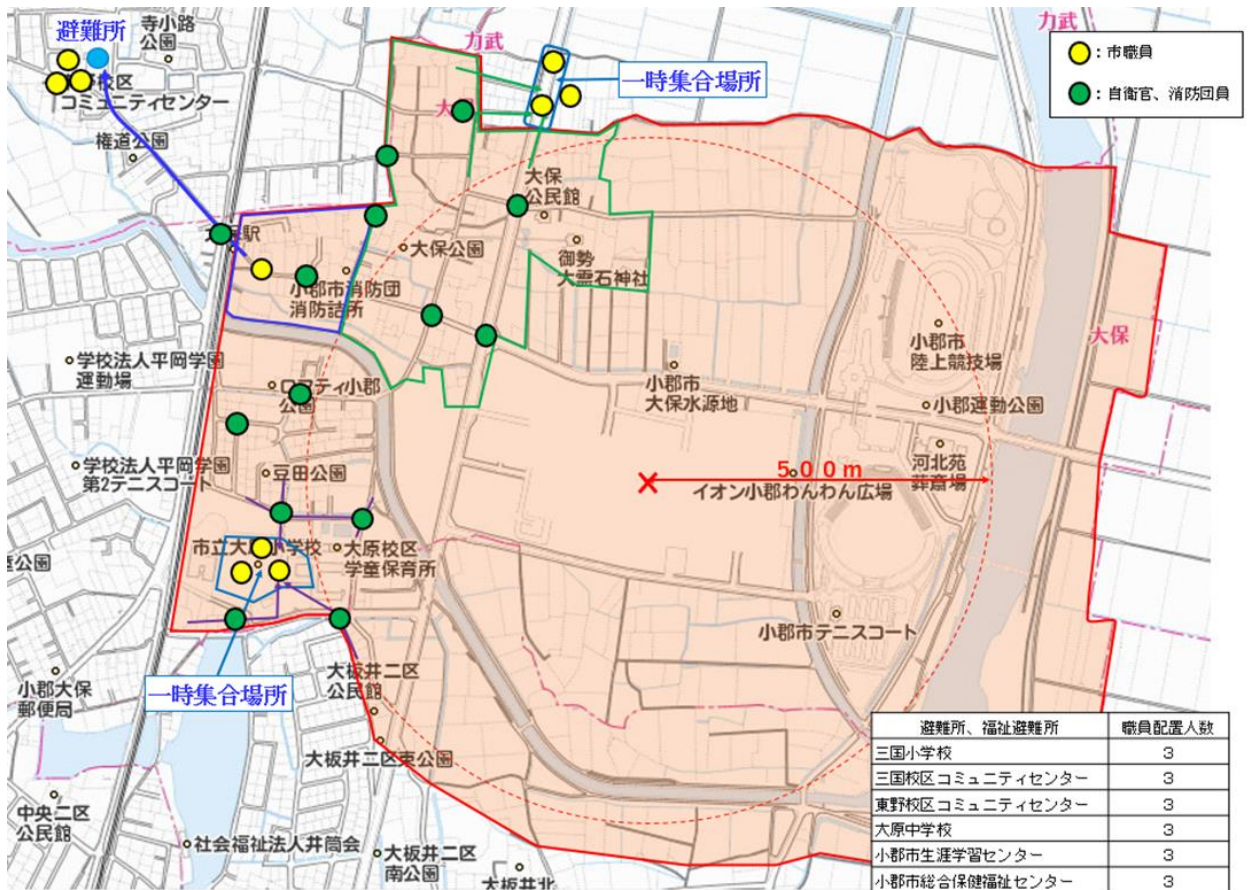
別図第2 一時集合場所等への避難経路



別図第3 避難所等への避難経路



別図第4 交通規制（通行止め）及び警備（立入禁止）箇所



別図第5 要避難地域内外における職員等の配置

小郡市長 ○○ ○○ 殿

福岡県知事 ○○ ○○

緊急対処事態における避難の指示

本日、緊急対処事態対策本部長から福岡県知事に対し、避難措置の指示があったことに伴い、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第183条において準用する同法律第54条及び福岡県の国民保護に関する計画に基づき、下記のとおり避難を指示します。

記

1 要避難地域

別紙に掲げる地域

2 避難先地域

1項に掲げる地域以外の周辺で知事が指定する避難所

- ① 三国小学校（小郡市力武1012）
- ② 三国校区コミュニティセンター（小郡市三沢4196-1）
- ③ 東野校区コミュニティセンター（小郡市三沢83-1）
- ④ 大原中学校（小郡市小郡772）
- ⑤ 小郡市生涯学習センター（小郡市大板井1180-1）
- ⑥ 小郡市総合保健福祉センター（小郡市二森1167-1）

3 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

- (1) 小郡市は、直ちに避難実施要領の作成を開始すること。
- (2) 関係機関は、住民の安全を確保しつつ、速やかに誘導して避難させるとともに、要避難地域への立入りを禁止すること。
- (3) 関係機関は、避難を行う際に留意すべき事項を住民に伝達すること。

4 避難経路

消防職員、消防団員、警察職員、自衛隊員の誘導に従い、最短のルートで速やかに要避難地域外へ避難する。

5 避難のための交通手段

- (1) 東野校区コミュニティセンター、一時集合場所（大原小学校及び七夕通り沿い）への移動は徒歩を原則とする。
- (2) 三国小学校、三国校区コミュニティセンターへの移動は福岡県において手配するバスにて県道久留米小郡線沿いから避難する。
- (3) 大原中学校及び小郡市生涯学習センターへの移動は、福岡県及び小郡市において手配するバス及び自衛隊車両にて一時集合場所（大原小学校）から避難する。
- (4) 避難行動要支援者の避難については、警察車両、自衛隊車両、消防車両を使用して小郡市総合保健福祉センターへ避難する。

【避難誘導における留意点】

1 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、昼間の大都市部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の大都市部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 大都市部での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び避難行動要支援者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。
- 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- 市の対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

3 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 避難行動要支援者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

4 高齢者、障害者等への配慮

- 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の避難行動要支援者支援措置を講じていくことが適切と考える。
 - ① 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「避難行動要支援者支援班」の設置
 - ② 消防団等による情報が伝達されているか否かの確認
 - ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
 - ④ 一人一人の避難行動要支援者のための「個別避難計画」の策定（地域の避難行動要支援者マップを作成する等）等
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。
- なお、「個別避難計画」を策定するためには、避難行動要支援者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者本人に直接働きかけ、個別避難計画を策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	(制度を周知した上で、)自ら希望した者についての個別避難計画を策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による避難行動要支援者の特定をせずに取り組むと、避難行動要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	市が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、避難行動要支援者を特定する方式。	情報共有の結果特定される避難行動要支援者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を関係団体等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

5 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。
- また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。
 - ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
 - ・ 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること。
 - ・ 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
 - ・ 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的な余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。
- 例えば、昼間大都市部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。
- このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8 住民の「自助」努力による取組みの促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人一人が危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
- 市において、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。
- ※ 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。
 - ・ 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
 - ・ 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
 - ・ 近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員又は警察官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
 - ・ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

※「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）参考